

「貸金業法の国際的適用範囲に関する判決」の批判的検討

拓殖大学 山村延郎

2017年12月、日本で資金を集めて韓国の貸金業者に金銭を貸し付ける法人に対し貸金業登録を勧める警告を発した関東財務局の行政指導の違法性とその賠償責任を争った事件の控訴審において、原告の訴えを退ける判決が下った。

この判決に対して、昨年夏までに、貸金業法の国際的適用範囲が主要争点となり規制が肯定されたとか、規制の国際的適用範囲が明確に示され取引関係者の予見可能性が高まるなどといった受け取り方がなされているようだが、それは表面的な理解である。そのままの理解で「判例の射程」を考えずに推論していくと余計なリスクが生ずる可能性がある。

たとえば、外国の金融機関に融資すると属地主義で日本法が適用されるとしたら、金利規制も同様に通用するはずである。だがそうすると、政策金利が20パーセントを超える国で、邦銀等が現地法人を用いず直接、国債に投資したり企業に融資したりすると、現地では最低金利でも、いつか過払い金請求訴訟をうけるおそれがあるということになる。

射程を限定するのは、本案件の取引が、ドル建てや現地通貨建てではなく日本円建てであり、債券や預金の取引ではなく貸付け取引であり、しかも韓国法ではなく日本法に準拠した契約だったということである。貸金業法は「金銭」の貸付を対象とするので、別段の定めのない限り、「外国通貨」などの貸付を当然の対象としないことに留意したい。

また国家賠償訴訟で下された当判決をもって、国際的な金銭貸付けを行う業者に登録の義務を認める判例が確立したかの如く評価するのは早計である。原告が客観的に登録の義務の違反を犯したか否かは、刑事訴訟で判決が下されなければ、確定的な判例を得ることができないからだ。この国賠では、被告の財務局長の警告は登録を義務付けるものではなく、原告は任意で組織変更しただけだから、請求が退けられたにすぎない。

仮に財務局が警察に告発したところで、厳格な刑事訴訟で刑に処せただろうかは、次の理由で疑わしい。一般人の理解できない理由で処罰するのは、明確性の原則又は罪刑法定主義に反する。貸金業法改正時の議論は国内志向で、ゆえに貸金業法体系には国際業務に適用すると明白に不合理で憲法違反となる条項がある。そして、通念に照らして刑罰を科すべき犯罪性があるとまではいいがたい。つまりはグレーゾーンになっているのだ。

むしろ金融行政論としては、境界事例たる本案件で、行政が一応の論拠で行政指導したことと報告徴求をしたことが違法ではないと判示されたという、この部分こそ、広く活用できそうな判例である。というのは、近年の国際的取引や技術の急速な発展に対し、当局が適時対応できることが望ましいが、特に近年フィンテックのイノベーション速度は高まり、適時の法改正が不能である場面も想定されるからだ。もちろん過剰な裁量行政に陥らないためには、企業の側でも、いたずらに萎縮せず、事前確認手続きや行政訴訟によって制度的に対処していくことが肝要である。